

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

平成19年6月8日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良事業を行なった者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
綾川町	団体営ため池等整備事業	西谷池地区	平成19年3月30日
丸亀市	非補助土地改良事業（区画整理事業）	三谷東地区	平成19年3月27日
〃	基盤整備促進事業（農道工事）	成願寺下地区	平成19年3月16日
〃	基盤整備促進事業（農業用排水事業）	成願寺下地区	平成19年3月16日
〃	基盤整備促進事業（区画整理事業）	成願寺下地区	平成19年2月27日